

III-2 ひっこ きこく 引越しと帰国

1. いぜん す ところ てつづ 以前住んでいた所での手続き

ちんたいじゅうたく すいどう がす でんきだい せいざん おこな ひっこ まえ えいぎょうじょ でんわ
賃貸住宅であれば、水道、ガス、電気代の精算を行います。引越し前にそれぞれの営業所に電話
で、引越しの旨を連絡し、精算の手続きをします。また、郵便局で転居届を出しておけば1年間
は新しい転居先に郵便が無料で転送されます。

また、引越し先が今住んでいる市区町村の場合は役所で「転居届」を出しますが、他の市区町村に
うつばあいは「転出届」を出し、「転出証明書」を交付してもらいます。また、国民健康保険係に「資格
喪失届」を出して、保険証を返します。

2. あたら ばしょ うつ き 新しい場所に移って来たら

がす でんきかいしゃ れんらく がす がすがいしゃ かいせん かかり ひと はけん た
ガス、電気会社に連絡します。ガスはガス会社から開栓のために、係の人が派遣されますので立
ち会ってください。電気はブレーカーを上げるとすぐに使えるようになっていることが一般的ですが、
しようかいし でんきがいきなりはやくれんらくつか すぐ使えるようになっていることが一般的ですが、
使用開始すれば、電気会社にできるだけ早めに連絡して下さい。水道は賃貸住宅により違いますの
で、大家さんに尋ねて下さい。

また、新たな住居地の市区町村の役所で転入届を引越してから14日以内に出して下さい。
こくみんけんこうほけん かにゅう てんきよとどけ だ あと あら じゅうしよち かにゅう
国民健康保険に加入しているのであれば、転居届を出した後、新たな住所地で加入してください。
うんでんめんきょしよ も けいざつしよ じゅうしよへんこう おこな
運転免許証を持っていれば、警察署で住所変更を行ってください。

3. きこく 帰国するとき

① ちんたいじゅうたく かん せいざん がす でんき すいどう ほか こくない こくさいでんわりょうぎん せいざん す
賃貸住宅に関する精算をします。ガス、電気、水道の他に、国内、国際電話料金の精算を済ま
せて下さい。

② ねんど とちゅう きこく ぜいきん せいざん ひつよう じゅうみんぜい かん しくちようそん やくしよ
年度の途中で帰国するのであれば、税金の精算も必要です。住民税に関しては市区町村の役所
で、その年度分を全額支払って下さい。地方税は昨年の所得をベースに計算されていますので、
その年1年間日本に滞在しなくても、全額支払う必要があります。

③ しょとくぜい のうぜいかんにん さだ ぜいむしよ とど かくていしんこく じき しょとくぜい かんぶ
所得税については、納税管理人を定め、税務署に届けることで確定申告の時期に所得税の還付
を受けることができます。または、仮の確定申告を行って、その年の所得税の未納分を離日前
に全額清算します。

④ しくちようそん やくしよ かいがいてんしゅつとどけ おこな
市区町村の役所で海外転出届を行ってください。

⑤ こくみんけんこうほけん きこく まえ しくちようそん やくしよ ほけんりょう せいざん だったい てつづ おこな くだ
国民健康保険は帰国の前に市区町村の役所で保険料の精算と脱退の手続きを行ってください。

⑥ ねんきん かにゅう だったいいちじきん きこくごせいきゅう ねんきんじむしよまた こようさき
年金に加入していたのであれば、脱退一時金を帰国後請求できます。年金事務所又は雇用先で
しんせいようし くだ
申請用紙をもらっておいて下さい。

⑦ ざいりゅうか ー ど しゅつこくし にゅうこくしんさかん わた くだ
⑦ 在留カードは出国時に入国審査官に渡して下さい。